

令和5年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		航空機部分品等の免税								
改正要望の内容		関税暫定措置法第4条の免税期間の延長（令和8年3月31日まで）								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<p><b>暫定措置</b></p> <p>施行期日：令和5年4月1日</p> <p>適用期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）</p>								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① <b>現状</b></p> <p>航空会社が使用する航空機は外国製であり、その整備及び修理に使用する部分品等についても、外国の航空機製造会社が指定する部分品等を輸入せざるを得ない状況である。</p> <p>② <b>問題点</b></p> <p>航空会社に対して、航空機の適切な整備及び修理を徹底させ、航空輸送の安全性の確保及び航空ネットワークの維持を図る必要があるにもかかわらず、前記のとおり、その整備等に必要な部分品等は輸入に頼らざるを得ない。</p>								
改正の必要性和目的達成の見直し		<p>① <b>改正の方向性</b></p> <p>航空機の整備及び修理に使用する部分品等を輸入に頼らざるを得ない現状が改善していないところ、引き続き、航空会社に対して、航空機の適切な整備及び修理を徹底させるため、当該部分品等の免税措置の延長が必要である。</p> <p>なお、制度の安定的な運用が求められる一方で、航空機部分品等の国産化の進展の状況を勘案して定期的には制度の見直しを検討する必要があるため、3年間の暫定措置として要望する。</p> <p>② <b>改正目的達成予定時期</b></p> <p>航空機に使用する部分品等の国内生産品が供給されるようになるまで継続。</p>								
改正の効果と妥当性		<p>① <b>改正によって期待される効果</b></p> <p>航空機の整備及び修理に使用する部分品等の安定的な調達により、航空輸送の安全性の確保及び航空ネットワークの維持が図られる。</p> <p><b>【定量的指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機材故障による遅延率・欠航率</li> </ul>								

	<p>② 改正によって生じうる影響 なし</p> <p>③ 改正の妥当性 安全性の確保は最重要課題であり、航空法に基づく航空機の耐空証明に際し、整備等に使用する部分品等について厳しい規制を行っているところ、国産の部分品等がない現状では、我が国航空会社は、それらを輸入に頼らざるを得ない状況。 このため、行政として、当該部分品等の免税措置を講じることは妥当であり、費用、効果及び効率性から判断しても、本免税措置が適切である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する 評価結果（令和2年度） 目標達成</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 毎年度、目標を達成するため、継続した減免措置が必要。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に掲げる「航空ネットワークの維持・活性化」に資するものである。</p> <p>④ 関連措置 【国 税】 ・航空機燃料税の軽減措置（航空機燃料税） 【地方税】 ・国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置（固定資産税） 【その他】 ・空港使用料の減免</p>

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>昭和 26 年 関税定率法附則により免税措置を実施。 昭和 35 年 関税暫定措置法制定。 以来、継続的（3 年毎）に免税対応実施。</p>																																										
<p>措置による効果</p>	<p>航空機の整備・修理に係る部分品等の安定的な調達により、航空輸送の安全性の確保及び航空ネットワークの維持が図られる。</p> <p>1) 機材故障による遅延率・欠航率（特定本邦社） (%)</p> <table border="1" data-bbox="501 1653 1225 1753"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遅延率</td> <td>0.52</td> <td>0.48</td> <td>0.47</td> <td>0.59</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>欠航率</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.06</td> <td>0.07</td> <td>0.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 国内線の便数、旅客数及び地方路線数（便数：千便 旅客数：万人）</p> <table border="1" data-bbox="501 1800 1401 1935"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>便数</td> <td>845</td> <td>850</td> <td>856</td> <td>490</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>旅客数</td> <td>10,212</td> <td>10,390</td> <td>10,187</td> <td>3,377</td> <td>4,969</td> </tr> <tr> <td>地方路線数</td> <td>234</td> <td>247</td> <td>251</td> <td>257</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：航空輸送統計年報</p>	年度	H29	H30	R 元	R2	R3	遅延率	0.52	0.48	0.47	0.59	0.40	欠航率	0.07	0.07	0.06	0.07	0.08	年度	H29	H30	R 元	R2	R3	便数	845	850	856	490	647	旅客数	10,212	10,390	10,187	3,377	4,969	地方路線数	234	247	251	257	255
年度	H29	H30	R 元	R2	R3																																						
遅延率	0.52	0.48	0.47	0.59	0.40																																						
欠航率	0.07	0.07	0.06	0.07	0.08																																						
年度	H29	H30	R 元	R2	R3																																						
便数	845	850	856	490	647																																						
旅客数	10,212	10,390	10,187	3,377	4,969																																						
地方路線数	234	247	251	257	255																																						